

## 平成 28 年度 公益社団法人長野県社会福祉士会 事業計画

本会は平成 28 年 4 月 1 日、公益社団法人としてさらなる一步を踏み出します。これにより、一層公益性の高い組織として広く地域社会に貢献していきます。

公益社団法人長野県社会福祉士会定款第 3 条は会の目的として「この法人は、社会福祉の援助を必要とする長野県民の生活の支援と権利の擁護、社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発並びに社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽に関する事業を行い、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって長野県内における社会福祉の増進及び県民の生活の向上に寄与することを目的とする。」と明文化されています。

さて、児童虐待の相談件数は年々増加しこの 10 年間でほぼ倍増しています。高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法が施行され同様に増大傾向にあります。本会は県弁護士会、行政機関をはじめ県内の様々な関係機関、専門職等と虐待を受けた方々の権利擁護、虐待に至ってしまった養護者への支援を行っていきます。加えて、成年後見制度を権利擁護の中核的な制度として捉え、制度の普及・促進、成年後見人の養成、「権利擁護センターぱあとあながの」の活動を通じて本会会員の受任を支援します。

また本会は、社会福祉の専門職能団体として、各種セミナー、福祉まるごと学会を通じて社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発を行い、並びに社会福祉士のための基礎研修、専門研修を企画実施するとともに、県内各事業所で働く専門職員に対する技能の研鑽に関する事業を積極的に行います。

一方、2014 年 7 月メルボルンでの IFSW と IASSW の総会・合同会議でソーシャルワークの新たなグローバル定義が確定しました。この定義では「ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、社会変革・社会開発・社会的結束の促進、及び人々のエンパワーメントと解放がある。」としています。元来、我々社会福祉士会員は、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す専門職です。誰も排除されない、インクルーシブな社会の実現を目指し、公益社団としての目的を達成するために積極的に事業を展開していきます。

### 【重点課題】

#### 1 福祉の支援を必要とする人への権利擁護の推進をめざして

人間の尊厳を尊重し、全ての人は価値があり平等であるという社会福祉の普遍の理念の元に多くの人々と専門職・専門機関と連携、協働することにより権利擁護の推進を目指します。

具体的な活動として、人間の尊厳を脅かす高齢者、障がい者及び児童等に対する虐待への対応と防止する活動を実施します。

権利擁護センターぱあとあながのの組織強化を図り、成年後見人等の積極的な受任を進めるとともに、成年後見関係諸団体との情報共有・連携・協働をもとに、成年後見制度の普及啓発・情報提供事業を行います。

また、長野県からの委託を受けて累犯障がい者の地域生活定着支援事業等を行います。

#### 2 社会福祉に関する県民への普及・啓発の推進をめざして

ノーマライゼーション及びソーシャルインクルージョンの思想を実現するため社会福祉に関する県民への普及・啓発を推進します。

公益的事業としての「福祉まるごと学会」を各委員会や地区企画により、認知症とその家族、重症心身障がい児・者、子ども・子育て家庭の福祉課題について、一般県民向けのセミナー、シンポジウム、講演会の他、知識や技術・最新情報の普及啓発を行います。

#### 3 福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上をめざして

「福祉は人なり」と言われます。福祉専門職は支援を必要とする方々の人生そのものに寄り添い、深く関わるからです。県内の福祉従事者及び社会福祉士などの知識・技術の向上をめざし、各種研修事業を実施します。

長野県からの補助事業として、福祉・介護従事者のキャリアアップを支援するため、会員を講師として福祉・介護事業所に派遣し、研修を行う「キャリア形成訪問指導事業」を実施します。

また、会員及び非会員社会福祉士を対象に「基礎研修課程」の基礎Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ全ての課程を隣接する他県社会福祉士会と連携を図り実施します。さらに、認定社会福祉士取得のための専門課程研修を企画するとともに、社会福祉士の人材育成を行います。

これから社会福祉士国家資格を受験する方たちの受験対策・支援として、国家資格全国统一模擬試験や社会福祉士実習指導者講習会を実施します。

#### 4 専門職団体との連携・ネットワークに関する事業の推進をめざして

平成19年「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」の法改正により、社会福祉士には福祉サービスを提供する者または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整の役割が定義づけられました。各権利擁護事業の他、様々な場面で司法、医療などの専門職、職能団体・機関との連携が不可欠となっています。

各委員会活動、地区活動を通じ専門職団体や医療・保健関係等との連携を図ります。

#### 5 機能的な組織運営、開かれた組織づくりをめざして

公益社団法人にふさわしい組織として、透明性を確保し健全な組織経営に努めます。そのため機能的な組織、健全な財政の構築、事務局機能の充実を目指します。

一方、国家資格として社会福祉士にはソーシャルアクションを展開することが求められています。より多くの会員の参加を呼び掛け、学習活動を中心にした地区・ブロック活動の活性化、委員会活動の活性化を目指し顔の見える関係を構築します。

また、福祉の専門職団体として機能していくために、会員一人ひとりがこれらの使命を果たすべく、主役として会の活動に積極的に参加し、社会福祉士として自己実現を図る活動を展開します。

## 【事業・活動展開】

### 1 セミナー等開催事業

県民生活の支援と権利擁護、社会福祉に関する知識・技術の普及・啓発を図るために“権利擁護”“認知症”“重症心身障がい児・者”“時代を担う児童”“地域福祉の推進”“累犯障がい者”等をキーワードにセミナー・シンポジウムや福祉まるごと学会を開催する。

#### ① 権利擁護をテーマに

高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法が施行され、行政機関を中心に虐待防止及び対応が進められている。しかしながら、家庭や施設など閉ざされた中で、虐待は潜在化している。在宅の養護者による虐待以外にも、地域における社会的虐待等は広範に潜在化している。虐待は最も重大な権利侵害であることを認識した上で、第一に虐待を受けている被虐待者の支援や保護が適切に図られることが必要であり、その上で虐待に至ってしまった養護者に対する支援が求められる。虐待は、人間の権利侵害に関わる重要なものであることから、司法関係をはじめとする医療・保健等の専門職や専門機関、虐待対応機関である行政等と連携し、対応方策及び予防策をとともに考える場として企画実施する。

#### ② 認知症・家族支援をテーマに

団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症の人が約700万人に達するとの推計を出されている中で、認知症の人の権利が守られ、安心して地域で暮らし続けるために、また介護者家族を支えるために企画実施する。

#### ③ 重症心身障がい児・者支援をテーマに

肢体不自由と知的障がいとが重複した重症心身障がい児・者の生活は、医療的ケアの必要性、社会資源の少なさ等課題が多い。地域資源の現状と課題を確認し他職種・多機関との連携、できることを夢もって語り合う機会として企画実施する。

#### ④ 時代を担う子ども・子育て家庭の課題をテーマに

子ども、子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、虐待やいじめ、不登校の問題、核家族化等による家庭機能の低下、また、家庭の貧困が子どもに及ぼす影響など、すべての子どもに安定的な生育環境が保障されていると言えない社会状況がある。「子どもの権利が守られ、子どもを一人の人間として尊重する社会の実現が可能になるのか」に関する政策提言も含め、次世代を見据えた対応を考えるために企画実施する。

#### ⑤ 地域福祉の推進をテーマに

「地域住民、社会福祉事業者及び福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならない。」と社会福祉法に明文化されている。地域福祉の推進に果たす地域住民の役割を踏まえ高齢者・障がい者・子ども達にも住みやすい地域社会づくりを考えるために企画実施する。

#### ⑥ 累犯障がい者支援をテーマに

矯正施設（受刑者）の高齢化が進んできているといわれ、また新規受刑者総数の約4分の1が、知的障がい者の人たちといわれている。軽微な罪によって何度も何度も服役している累犯障がい者問題について、地域社会への受け入れ方法や支援方法について考えるために企画実施する。

## 2 研修開催事業（福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上）

### (1) 会員講師派遣事業

#### ① キャリア形成訪問指導事業

福祉・介護従事者のキャリアアップを支援するため、会員を講師として福祉・介護事業所に派遣し研修を行う。

- 補助金 長野県（健康福祉部地域福祉課）
- 期間 平成28年6月～通年
- テーマ 権利擁護、虐待対応、面接技法 等

#### ② 市町村・事業所等への講師派遣

福祉・介護従事者のスキルアップを支援するため、会員を講師として市町村・事業所に派遣し研修を行う。

- 負担 派遣先の市町村・事業所
- 期間 平成28年4月～通年
- テーマ 原則として、キャリア形成訪問指導事業のテーマ外等

#### ③ 虐待対応専門職チーム派遣

- 協働 長野県弁護士会との協定に基づく派遣
- チーム 長野県弁護士会と本会の専門職ペア
- 対象 市町村行政、地域包括支援センター
- 期間 平成28年4月～ 通年

### (2) 高齢者虐待対応標準研修

高齢者虐待に対応するために、長野県（介護支援課）、長野県弁護士会と共催で研修・演習を開催する。

- 期日 平成28年6月～7月の3日間
- 会場 長野県総合教育センター（塩尻市片丘）
- 参加者 市町村行政、地域包括支援センター、弁護士、社会福祉士 等

### (3) 社会福祉士基礎研修

生涯研修制度を実施して社会福祉士としてふさわしい専門的な力量を獲得するために、隣接する他県社会福祉士会と連携を図り開催する。

#### ① 基礎研修 I

- 期日 平成28年7月、10月
- 会場 松本市総合社会福祉センター（松本市双葉）

- 参加者 社会福祉士

## ② 基礎研修 II

- 期 日 平成28年5月～ 原則毎月第1土曜日
- 会 場 松本市総合社会福祉センター（松本市双葉）
- 参加者 基礎研修 I 修了者

## ③ 基礎研修 III

- 期 日 平成28年5月～ 原則毎月第1土曜日
- 会 場 松本市総合社会福祉センター（松本市双葉）
- 参加者 基礎研修 II 修了者

## (4) 社会福祉士の養成

これから社会福祉士の国家資格を取得する人の支援として、社会福祉士実習指導者講習会の開催や国家試験受験者の支援として、全国統一模擬試験を開催する。

### ① 社会福祉士実習指導者講習会

- 期 日 平成28年7月 2日間
- 会 場 長野大学
- 参加者 地域包括支援センター、社会福祉事業所等の実習指導者

### ② 社会福祉士受験全国統一模擬試験

- 期 日 平成28年10月
- 会 場 長野大学
- 参加者 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験者

### ③ 社会福祉士育成推進大会関東甲信越ブロック大会

日本社会福祉士養成校協会関東甲信越ブロック長野県支部と共催により開催する。

- 期 日 平成28年12月
- 会 場 長野大学
- 参加者 社会福祉士養成校ならびに社会福祉施設・機関関係者、高等学校教職員、社会福祉士、学生・大学院生、その他社会福祉教育に関心のある方

## (5) 社会福祉専門研修

社会福祉士として専門性を高めるため各種の研修会を開催する。

## 3 広報事業

### (1) 広報紙の発行

本会の公益的事業の実施状況及び福祉の現状・課題・提言等各号に特集を編集し発行する。

- 発 行 隔月 年6回
- 部 数 2,300部（会員＋福祉事業所）

### (2) ホームページの運用

各種事業及び研修等の情報発信、普及啓発を目的としたホームページの改善・充実、積極的活用を行う。

### (3) メール送信等

高度情報化社会の中で、迅速な情報発信ができる「一斉メール」について、登録者拡大と運用方法の検討を行う。

## 4 成年後見事業（権利擁護センターぱあとなあがの）

本会会員で成年後見人候補者養成研修を修了し、「ぱあとなあがの」の会費を納入している会員で構成し、成年後見の普及・拡大を基盤にして判断能力の十分でない人たちの権利擁護を中心に活動する。

### (1) 成年後見制度の普及・啓発活動

- ① 成年後見制度活用講座（長野県社会福祉協議会と共催）
- ② 成年後見制度無料相談会（長野県成年後見関係団体連絡会と共催）
- ③ 成年後見制度セミナー及び成年後見対応研修等の開催
- ④ 広報活動の充実

**(2) 成年後見人等の養成、受任拡大に向けて**

- ① 成年後見人養成研修会の開催（平成28年7月～10月 5日間）
- ② 成年後見人候補者名簿の家庭裁判所への提出
- ③ 家庭裁判所、市町村行政、成年後見センター等から依頼を受け成年後見人等候補者の推薦

**(3) 成年後見人（候補者）スキルアップの推進**

- ① 円滑な成年後見事業及び適正な後見業務を図るために業務監査委員会の開催
- ② 県弁護士会、県司法書士会等と連携しての合同研修会の開催
- ③ ブロック機能を基盤とした継続的研修体制の強化
- ④ 新規（初回）受任者フォローアップ、スーパービジョン等の実施。

**5 生活支援等事業**

**(1) 地域生活定着支援センター事業**

長野県から委託を受けて、累犯障がい者等の矯正施設からの出所支援等の地域生活定着促進事業を行う。

① コーディネート業務

保護観察所（他都道府県定着センター経由含む）からの依頼を受けて、矯正施設から出所し福祉施設等入所支援を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設出所後、受け入れた福祉施設等を対象に定着に向けて継続的に支援を行う。

③ 相談支援業務

障がい者、高齢者等で被疑者・被告人等となった人達への相談支援業務を行う。

④ その他

累犯障がい者の支援をテーマにしたセミナーや矯正施設内において研修会を開催する。

**(2) 児童虐待・DV 24時間ホットライン業務**

長野県から委託を受けて、児童虐待及びDVについての電話相談対応を1日3交代で24時間、365日行う。

**(3) その他**

県民生活に関わることについて社会福祉の専門性を発揮した事業を展開する。

**6 機能的な組織運営、開かれた組織づくり**

**(1) 地区活動の活性化**

専門職団体として様々な活動を実践し地域住民からその存在について認知され、その活動が公益性を持ち評価される必要がある。

県下4地区での役員体制を整え、学習活動を地区及びブロックで定期化させる等、地区活動を活性化する。

**(2) 委員会活動の活性化**

専門職団体としてその専門性を最大源発揮できる活動は委員会活動であり、その専門性を維持向上させながら持てる力を発揮し、様々な組織と連携を図り地域の福祉社会実現の一助を担う。

① 一般委員会

○ 福祉活動委員会

高齢者、障がい者、子ども家庭、地域福祉の各委員会について積極的な活動と政策提言等を行う。

- 生涯研修センター運営委員会  
基礎研修、実習指導者養成、キャリア訪問指導事業、全国統一模試、福祉専門研修等に関することを担う。特に基礎研修は近隣県社会福祉士会とも連携する。
- 虐待防止対応委員会  
高齢者、障がい者、児童等虐待対応支援等に関することを担う。特に虐待件数が全国的に増加している中で、県弁護士会との連携を強め対応していく。
- 広報編集委員会  
広報紙の編集発行、ホームページの運用、パンフレットの作成発行等に関することを担う。会員以外の県民も広く閲覧できるホームページの積極的な運用を行う。

## ② 事業委員会

- 権利擁護センターぱあとなあながの運営委員会  
成年後見制度の啓発・普及、成年後見人の養成、後見受任者支援等に関することを担う。特に、業務監査委員会の助言を受け、成年後見業務の質的向上を図る。
- 地域生活定着支援センター運営委員会  
定着センターの事業、個別ケース、研修・広報周知、ネットワークづくり等に関することを担う。特に、困難ケースをはじめ本会会員とのネットワークに努める。

## ③ 特別委員会

- リーガルソーシャルワーク委員会  
虐待対応、成年後見制度、触法障がい者支援等広く司法領域に関することを担う。特に、司法との連携のあり方について研究する。
- 倫理委員会  
懲戒及び苦情対応等に関することを担う。苦情申出があった場合には速やかに対応する。

## (3) 会員、賛助会員の拡大、開かれた組織づくり

社会福祉士会の組織率は、名称独占ということの影響もあり低迷している。会の社会的認知度を高め、社会福祉士という専門職の社会的進出においても組織率を高めることは必要不可欠である。

そのためには、会員とともに資質の向上を図る楽しさや、専門的知識を得られる合理的な習得方法をアピールし非会員に呼びかけ、働きかけていく。

また、様々な機会をとらえ会員の声を聴く機会を設け、会員一人ひとりが参加・参画できる、開かれた組織をめざす。

## (4) 健全財政の確立、事務局機能の充実

会員拡大を図ることが健全な財政の最良の道であるが、自治体からの受託費や補助金の確保に努め、収入と支出のバランスを考えた健全な財政の構築を図る。

事務局機能については、各委員会活動や地区活動、対外的な協働活動の業務が円滑に推進できるよう、事務局職員のモチベーションを上げ、スキルアップを図り、効率の良い事務局運営を目指す。

## (5) 日本社会福祉士会、関東甲信越ブロック都県社士会等との連携

- ① 公益社団法人日本社会福祉士会とは、日常的に連携しながら活動するとともに総会等を通じて意見反映を行う。
- ② 関東甲信越ブロックの都県社会福祉士会とは、緊密な情報交換を行いながら、連携・協働活動を推進する。
- ③ 近県の社会福祉士会とは、基礎研修の開催等緊密に連携しながら事業を協働する。